

## 令和6年度職員団体との交渉の概要（確定交渉）

### 1 交渉団体

熊本県公務員労働組合共闘会議

構成団体

（熊本県職員連合労働組合、熊本県教職員組合、熊本県高等学校教職員組合、  
熊本県企業局労働組合）

### 2 交渉日及び場所

令和6年11月6日（水） 県庁本館8階801会議室

令和6年11月20日（水） 県庁本館8階801会議室

### 3 県の提案内容

人事委員会勧告のとおり給与改定を実施する

（1）令和6年人事委員会勧告の概要（令和6年の給与改定）

- ① 給料表の改定（改定率+2.64%）
- ② 子に係る扶養手当の月額の上上げ（10,000円→10,500円）
- ③ 初任給調整手当の限度額の上上げ
- ④ 期末勤勉手当の上上げ（合計+0.1月分）

（2）令和6年人事委員会勧告の概要（国家公務員の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に準じた見直し）

- ① 切替要領に基づく給料表の改定
- ② 子及び配偶者に係る扶養手当の月額の見直し
  - ・子：13,000円（令和7年度は11,500円）
  - ・配偶者：廃止（令和7年度は3,000円）
- ③ 地域手当の支給割合及び級地区分の見直し
- ④ 通勤手当に係る限度額の見直し
  - ・1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。
  - ・特別急行列車等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする特別急行列車等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止する。
- ⑤ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当の見直し

#### 4 職員団体の主な主張及び県の回答

項目	職員団体の主な主張	県の主な回答
賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金水準の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金水準は人事委員会勧告に基づくものであり、また、国・他県とも均衡していることから改善は困難である。</li> </ul>
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン価格の高騰による通勤手当の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・他県とも均衡しており改善は困難である。</li> </ul>
勤務時間 ・業務見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>総実勤務時間及び超過勤務の縮減に対し、実効ある具体策を講じること</li> <li>フッ化物洗口について、学校現場での実施を行わないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑化・多様化する行政需要に適切に対応していくため、引き続き、業務の見直しや効率化を進めていく。</li> <li>県及び市町村の健康福祉部局、教育部局及び学校現場などの関係者が集まる場において、課題や実情を共有し、関係者の負担軽減や改善に向けた方策を検討する。</li> </ul>
休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>子の看護休暇の取得要件の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法の一部改正に伴い、国と同様、入園、卒園又は入学、卒業の式典等を追加することを検討する。</li> </ul>
ハラスメント対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>二度とハラスメントを起こさないよう強いメッセージの発出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハラスメント防止に特化した所属長向け研修を実施。また、各職場においても、特定課題研修によってハラスメント防止の研修を実施。引き続き、ハラスメントの防止に向けて取り組む。</li> </ul>

#### 5 交渉結果

「3 県の提案内容」のとおり実施する。